

「こども誰でも通園制度」の概要と問題点

—今後の保育所経営の視点から考える

1. 「こども誰でも通園制度」とはどんな制度か ◇補足資料

逆井直紀（保育研究所・全国保育団体連絡会）

第4回試行的事業実施の在り方に関する検討会（2023.12.25）参考資料5

こども誰でも通園制度（仮称）の試行的 事業実施要綱案 概要

こどもまんなか
こども家庭庁

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(1)

実施主体

☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

☞**対象となるこども**について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

☞**実施場所**について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

☞**事業内容**について、①～⑤を実施するものとする。

①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(2)

実施方法（続き）

①**利用方法と実施方法**について、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

- ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。
- イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。
- エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながるから、可能とする。
- オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。
- カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。
- キ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。
- ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

3

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(3)

実施方法（続き）

②**指導監督**について、市町村が、事業を実施する事業所及び事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

- ア 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。
- イ 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。
- ウ 事業所からの相談事項や事業所にアドバイスした内容をとりまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③**賃借料補助**について、事業を、民家・アパート等を活用して、令和5年12月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

④**検証**について、本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する市町村及び本事業を実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。こども家庭庁では、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことを想定しているため、積極的な協力を行うようお願いしたい。

⑤**実績報告**について、市町村は、本事業の実績等について、別紙3の内容により報告すること。また令和6年秋ごろに、中間的に状況の報告を求める予定である。

4

項目ごとの説明(4)

設備基準及び保育の内容

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）③（**一般型の設備基準及び保育の内容**）に定める規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準（参考資料）を遵守すること。

5

項目ごとの説明(5)

職員の配置

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④（**一般型の職員の配置**）に定める基準を遵守すること。

③上記①～②については、本事業における職員の配置について規定したものであり、一時預かり事業を行う場合は、別途「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④に定める基準を遵守することが必要であることに留意すること。

6

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(6)

研修

①保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

②①にあわせ、本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるよう、研修の科目構成に配慮すること。

③上記①②の研修は、委託等先の管理者も受講をすること。

留意事項

①保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）」に従い、速やかに報告すること。

7

ポイント⑩：実施要綱（案）より

項目ごとの説明(7)

留意事項（続き）

②利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

③要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

④給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

⑤市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017号）に基づき支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存すること。

⑥事業実施に当たっては、現在「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。

⑦対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

8

項目ごとの説明(8)

個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

保護者負担

本事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙2により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

9

よくあるご質問について

Q：本事業については、対象年齢について、0歳6か月未満、または3歳以上のこどもを対象にしても良いのでしょうか。

A：対象ではありません。

Q：0歳6か月から3歳未満のこどもについて、例えば2歳児のみを対象としたり、一部の行政区の住民のみを対象としても良いのでしょうか。

A：本事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを指定していただく必要があります。対象年齢の限定や、住所地等による限定も可能です。

Q：月10時間を超えた利用の希望がある場合は、どの様に対応すべきでしょうか。

A：本事業の国庫補助基準上の上限はあくまでも月10時間である。ただし、各市町村における対応はさまたげるものではありません。

Q：月10時間の管理について、R6試行的事業においては紙での管理となっているが、システムの導入はいつからでしょうか。

A：システムに関しては、R7.4からの運用を予定しています。令和6年度にシステム化ができる部分があるかどうかは現在検討中であり、追ってお知らせいたします。

Q：指導監督員に資格要件等がありますか。

A：指導監督員は、市町村に配置する職員を想定していますが、実施要綱（案）に規定する業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件などは問いません。

Q：賃借料補助について、事業開始月にかかわらず基準額満額の補助となりますか。

A：事業実施月数に応じた補助となります。

Q：職員の配置や設備の基準について、本事業と同時に一時預かり事業を実施する場合には、それぞれに基準を遵守する必要がありますか。

A：職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、本体事業に支障がない場合、共用が可能です。

Q：キャンセル対応について、統一ルールはありますか。

A：自治体において明確なルールを決め、対応してください。キャンセルされた時間数について、委託料等の対象とする場合は、時間数の消費をしてください。

10

2. 「こども誰でも通園制度」問題と保育所運営について

村山祐一（保育研究所所長）

1. 一時的保育(一時預り)事業と「誰でも通園制度」

1990(平2)年度から国は緊急・一時的保育を実施する「一時的保育事業」を実施。事業の対象は「非定型的保育サービス」(保護者の職業訓練、就労等で平均週3日を限度)と「緊急保育サービス」(保護者の疾病、災害、事故、看護・介護など)、1日利用定員10人程度、「おおむね30㎡以上の専用の保育のための部屋を確保」し、「担当する保育士を配置する」として開始。国の補助金では「常勤職員1人分」の経費を計上、1994年度から常勤保育、非常勤保育各1人となり、国庫補助基準額は約318万円程度(「保育情報」1994年4月号P21)。

1996(平8)年度からは事業の対象に「保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感」が「私的理由による保育サービス事業」として追加(「保育情報」1996年4月号P27)。また「規制の緩和・弾力化」を理由に「専用の部屋は設けなくて良い」とされた。

1998(平10)年度からは自主事業となり、保育料は保育所が定め徴収。補助額は1日当たり利用児童6人以上で、国庫補助基準額は年間330万円(国は1/3負担)(「保育情報」1998年5月号)。

2009(平21)年度からは名称を「一時預り事業」に変更、児福法に法定化され、社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置づけられた。

2014年(平26)度から従来の保育士2名以上配置から、「保育所等と一体的に事業を実施する場合は保育士1名」に、しかも保育士は保育従事者の2分の1以上、保育士以外は一定の研修を受けた者に緩和された。児童数が3人以下の場合は家庭的保育の研修を受けた者を保育士とみなすとされた(「保育白書2015年版」参照)。補助金の支払い方法は「年間延べ利用児童数」に応じた支払い方法となる。

2015(平27)年度からは子ども・子育て支援交付金として位置づけられた。

2023(令5)年度の1ヶ所当たり補助基準額は年間延べ利用児童数300人未満(月平均25人)から20,100人未満(月平均1,675人)まで19段階に設定。実際の年間利用者数は300人未満約6割、300人以上900人未満約2割弱、900人以上1,500人未満約1割弱であり、合わせて9割弱(「一時預り事業の運営状況等に関する調査報告書」2019年3月)。2023年度の補助基準額は年間300人未満(月平均25人未満)は年267万9千円、300人以上900人未満(月平均25人以上75人未満)は年302万4千円、900人以上1,500人未満(月平均75人以上125人未満)は324万円となっている。

前述の「調査報告書」によると、専用室設置の保育所は42%にすぎない。年齢別利用児童数は0歳児約13%、1歳児約32%、2歳児約34%と約80%。定期利用者は約37%、不定期利用者が約63%と多数。平均実施時間数は、8～9時間が約44%、7～8時間が約14%、9～10時間が約12%で約7割を占め、7時間未満は約7%にすぎない。運営の課題では自由記述方式で専任保育士1人配置しても、補助金ではまかなえない、利用数に応じた職員確保の大変さ、補助金不足、さらに予約受付や利用説明、子どもの状況の確認、キャンセル対応等の事務負担が多く専任事務職員がほしい等を指摘。

一時預り事業(一般型)の実施状況は2019年度が実施ヶ所数9,889ヶ所、利用児童数452万3千人であったがコロナ禍により2020年度で9,223ヶ所、延べ利用児童数は328万4千人とやや減少(「保育白書2023年版」)。

このように1990(平2)年度から実施された「一時保育事業」は補助金は少なく、通常の入所児童の職員配置は改善されないまま、現場では生活スタイルの大きく異なる一時保育児を通常の園児と一緒に保育することで、職員に負担が強いられている。

こうした状況下で岸田政権になり、一時保育と同様に「就労要件をとわず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（『こども誰でも通園制度（仮称）』）」の創設を打ち出している。今年度予算で「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預りモデル事業」を実施、その状況の検討もされずに、2023年度内実施をすすめる等あまりにも拙速過ぎる。

「誰でも通園制度」は利用方法では「定期利用」と「自由利用」、実施方法は「一般型」を「在園児と合同」と「専用室独立実施型」、定員割れ施設での受け入れとして「余裕活用型」（内容は「在園児と合同」と同じ）。現在の一時保育（一時預り）事業と変わらない。対象児童は0歳～2歳児で、現在の一時保育事業でも約8割が0歳～2歳児となっている。

「誰でも通園制度」は30数年実施してきている一時的保育事業（一時預り事業）ときわめて類似しているのに検証や比較検討なども行っていない。なぜなのか、官邸主導による思いつき政策なのか。しかもこの政策について補助金ではなく「給付」だから質の向上というような趣旨の発言を聞くが、それは極めて不正確であり、とんでもない。補助金であれ、給付であれ、問題の本質は子どもにどのような保育条件を前提にして進めていくかということが問われていることにある。

特に対象となる0～2歳児は月齢で発達や生活習慣等の獲得、食事の有り様が大きな差が見られる。通園児の場合は保育士が毎日家庭の状況を聞いたりしながら一人ひとりの思いを大切にされた対応に心がけて、1週間の状況を確認しながら積み上げてすすめている。前述のように「人手不足」で大変苦勞しながら保育を営んでいる。

そうした状況の中に、「週1～2日程度利用の子ども」が何人もきても、なれない子どもの対応に追われれば、通常児の対応も手薄にならざるをえない。また、かかっている「支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対して定期的な面談などを実施」は空文化することは明白。

「週1～2日程度利用の子ども」のことをきちんと考えるなら、空き定員施設の利用ではなく、専用保育室を設置し、専任の保育士3～4人配置して進めることが求められる。その上で、保育所の生活に慣れてくれば、通園児との交流をすすめて、それぞれの子供達が楽しく育つ関係を築くことができる。

こうした条件の下で子供達の育ちや保護者への対応を具体的に検証し、そのあり方を検討すべきである。「モデル事業」というならば、「子どもをまんやかに置いた」取り組みをきちんと進めるべきである。その上で、現在の「一時預り事業」のあり方も再検討することが求められる。

こうした対応を進めることが、現場の保育者の悲鳴や苦勞に応えることになる。安上がりの方法で進めれば、どんなに立派な理由をかかげても、保育者の悲鳴を増大し、「保育者不足」を一層深刻にすることになりかねない。

2. 「定員割れ問題」について

1) 認可外施設の定員割れ問題

事業の採算が取れなくなると撤退するケース等

2) 地域全体では定員割れではないが、

地理的条件等で認可保育所が定員割れとなるケース

☆ こども送迎センター事業・代替屋外遊戯場送迎事業（広域的保育所等利用事業補助金）

（09年度から送迎保育ステーション事業として開始）

市区町村実施事業(国1/2、市区町村1/2)、運転手、保育士雇上費、バス購入費等
22(令4)年度末12都府県計35市町(埼玉県12市、千葉県と大阪府が5市等)

3) 定員割れ対策について

- ☆ 定員と利用定員について一定員は変更せず、利用定員の変更も可？
- ☆ 定員割れと定員縮小について

保育所の公定価格単価表は定員20人以上は10人区分で設定されている。定員が少なくなると、1人当たりの単価額はほとんどが増加する仕組み。増加率は定員区分や年齢区部に異なります。

図表 定員別基本分単価額(保育短時間認定)の推移と比較(その他地域)

定員区分	4・5歳児基本分単価額 (前定員単価額増比)	1・2歳児基本分単価額 (前定員単価額増比)	施設全体で負担の 人件費
20人	89,420円 (135.9)	153,860円 (118.1)	所長、休憩保育士1人、調理員1人等
21～30人	65,770円 (121.4)	130,210円 (109.7)	
31～40人	54,160円 (103.1)	118,600円 (101.4)	
41～50人	52,490円 (113.0)	116,930円 (105.4)	所長、休憩保育士1人、調理員2人等
51～60人	46,420円 (110.1)	110,860円 (103.9)	
61～70人	42,160円 (108.0)	106,600円 (103.0)	
71～80人	39,020円 (106.8)	103,460円 (102.4)	
81～90人	36,530円 (115.9)	100,970円 (105.2)	所長、調理員2人等
91～100人	31,510円 (104.3)	95,950円 (101.3)	
101～110人	30,190円 (103.8)	94,630円 (101.2)	
111～120人	29,060円 (103.4)	93,500円 (101.0)	
121～130人	28,100円 (102.8)	92,540円 (100.8)	
131～140人	27,310円 (102.6)	91,750円 (100.7)	
141～150人	26,600円 (99.0)	91,040円 (99.7)	所長、調理員3人等
151～160人	26,850円 (102.2)	91,290円 (100.6)	
161～171人	26,270円 (102.0)	90,710円 (100.5)	
171人以上	25,740円	90,180円	

※ 基本分単価額は 2023年度改定(23.12.6)公定価格保育短時間認定基本分単価額(その他地域)。

3. 現行の保育所入所制度の問題点と改善課題

児福法24条一「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他児童について保育を必要とする場合において、…当該児童を保育所(…)において保育しなければならない」

※ 保護者の労働又は疾病という視点強調されていて、子どもの視点が欠落している。

入所の点数制においても労働時間の長さが主要な尺度になっている。

※ 乳幼児をもつ親の約8割強が就労し、待機児童解消が進展する状況下で「その他の事由」に子どもの権利保障の視点からの検討が必要。

※ 家庭や子どもの発達に問題のある子どもの入所が安心して受け入れられるような保育士配置

等を考慮した対応を市町村で対応できるシステムも必要となる。

4. 市町村の保育実施責任(児福法24条1項)をどう拡充するか

私立保育所(園)は市町村の委託事業であることの意義とは

保護者の入所申請は市町村に、市町村は保護者の希望に基づき、子どもの保育を希望園に市町村の責任で保育を委託する。保育園は市町村の委託を受けて保育を実施する。

市町村の責任で委託するという事は、該当する保育所(園)の保育に一定責任を持つことであり、その費用を委託費として支払うということになる。

そのため、市町村には該当地域の個々の保育所(園)の保育条件の質確保の責任があり、地域全体の保育の向上を進める責任がある。

地域の個々の保育所が保護者や子どもの保育への思いを受け止めて、市町村に改善を要望したりすることは、地域全体の保育の質向上に連動することにもなる。

市町村の保育実施責任の拡充は市町村全体の保育の質向上に貢献することになる。

☆保育所は市町村の委託事業であり、市町村との協力ですすめる事業→保育所への委託費

☆幼稚園、認定こども園は設置者負担事業→保護者への給付費(幼稚園等の代理受領)

1) 児童福祉法第24条1項の市町村の保育実施責任

「市町村は…保育を必要とする…該当児童を保育所において(認定こども園を除く)保育しなければならない」

2) 子ども・子育て支援法附則第6条

保育所には公定価格に相当する額を委託費として支払う。

認定こども園等には公定価格の額を親に支給するが、園が保育料を除いた額を代理受領できる。

「市町村は児福法第24条1項の規定により保育所における保育を行うため、…当該特定保育・教育に要した費用について、…内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)

(…費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において第27条(施設型給付費の支給)の規定は適用しない」

3) 児童福祉法第24条2項一認定こども園、小規模保育事業等への入所の斡旋など

「市町村は…認定こども園又は家庭的保育事業などにより必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」

☆市町村の保育実施責任が現在どのように運用されているのか、どう拡充し、地域全体の保育の向上をすすめるかの検討が大切。処遇の改善、公私立の協力と役割分担、定員割れ対策など運営に関する協議など

資料1 一時預かり(一時保育)事業の状況(「一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書-2023年3月」、市町村調査、事業所調査、取り組み事例集(10事業所))

図表 事業所が設定している利用時間や利用日数の上限(平均値)

一週約3日、週1日約8時間程度

	1. 定期利用以外	2. 定期利用	3. 平均(1+2/2)
① 月当たりの上限時間数	88.6時間	106.6時間	97.6時間
② 月あたりの上限日数	12.0日	13.6日	12.8日
③ 月1日当り上限時間数 ①/②	7.3時間	7.8時間	7.5時間
④ 週当たりの上限時間数	25.8時間	26.5時間	26.1時間
⑤ 週当たりの上限日数	3.1日	3.1日	3.1日
⑥ 週1日当り上限時間数 ④/⑤	8.3時間	8.5時間	8.4時間

※調査報告書(P78)に基づく。③、⑥、3はデータに基づき村山が算出。

図表 平日の一時預り事業の実施時間数-8~9時間未満が4割強で最も高い

	7時間未満	7~8時間未満	8~9時間未満	9~10時間未満	10~11時間未満	11時間以上
① 定期利用外	5.5%	12.0%	42.6%	10.9%	9.2%	12.9%
② 定期利用	4.1%	11.1%	46.6%	10.1%	10.2%	12.9%
③ 平均	4.8%	11.5%	44.6%	10.5%	9.7%	12.9%

※調査報告書(P75~76)に基づく。③平均は①+②/2の計算で村山が算出

※調査有効回答事業所3696件、内定期利用実施は1929件(52.2%)

図表 年間延べ利用者数別事業者数事業者数(調査報告書(P88)に基づく)

	300人未満	300~900未満	900~1500人未満	1500人以上	合計
事業所数	2660 (71.9%)	484 (13.0%)	191 (5.1%)	123 (3.3%)	3696 (100.0%)

図表 専任の職員数の配置状況(調査報告書(P84)に基づく)

	0人	1人	2人	3~5人	6人以上	
事業所数	1117 (30.2%)	1019(30.2%)	620(16.8%)	424(11.5%)	407(11.0%)	3696 (100.0%)

※ 検討会「中間取りまとめ」(2023年12月25日)の「月10時間」の説明

「現在の一時預り事業は、年間利用日数は平均で3日程度(月1~2時間程度に相当。…)の利用であり、就労などで長時間利用している人もいることを考慮すると、「月10時間」は、一時預り事業よりも相当程度多く利用出来ることになる」(「中間取りまとめ」P12)

※※「一時預り事業の実態把握や意義についての市区町村の理解促進」(「調査研究報告書」P8)

「市区町村のアンケートの結果をみると、近年一時預り事業の利用が増えている家庭について『わからない、把握していない』との回答は4割弱、同じく近年個別の支援や配慮の必要性が子どもや家庭についても『わからない、把握していない』との回答が半数弱みられた。」「今回収集した好事例を

見ても、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援を促進していくためには、事業所単独の取組だけでは到底難しく、関係機関との連携や市区町村の理解、協力が不可欠であることがわかる。…今後市区町村の一層の理解促進を図っていくことが必要である。」

資料2 こども家庭庁発足に伴う審議会等

こども政策推進会議—こども基本法による内閣総理大臣を長とする閣僚会議。こども大綱の案を作成しこども施策の実施を推進する政府全体の司令塔。

こども家庭審議会—こども家庭庁設置法第6条に基づく。

◎ 分科会（こども家庭審議会令第5条）

- ※ 子ども・子育て支援等分科会—子ども・子育て支援等に関する（子ども・子育て会議の継承） 企画委員会
- ※ 児童福祉文化分科会
- ※ 成育医療等分科会

◎ 部 会（こども家庭審議会令第6条1項）

- ※ 基本政策部会
- ※ 幼児期までのこどもの育ち部会—保育士資格等に関する専門委員会
- ※ こども居場所部会
- ※ 科学技術部会
- ※ 社会的養育・家庭支援部会
- ※ 児童虐待防止対策部会
- ※ 障害児支援部会

審議会・検討会・研究会等

- ① こども政策DX推進チーム
- ② こども政策に関する国と地方の協議の場
- ③ 「こどもファスト・トラック」等の全国展開に向けた関係省庁会議
- ④ 少年非行対策課長会議の開催について
- ⑤ こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議等
- ⑥ 子供の性被害撲滅対策推進協議会
- ⑦ こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議
- ⑧ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等
- ⑨ 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム
- ⑩ こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
- ⑪ 障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同 連絡会議

- ⑫ 旧優生保護法一時金認定審査会
- ⑬ 保育所における感染症対策ガイドライン一部見直し検討会
- ⑭ 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議
- ⑮ EBPM研究会
- ⑯ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議
- ⑰ 放課後児童対策に関する二省庁会議
- ⑱ ガイドラインを検討するための有識者会議（多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究）
- ⑲ 事業主団体との協議の場
- ⑳ 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議
- ㉑ 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議
- ㉒ こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会
- ㉓ いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ㉔ 健やか親子21推進本部総会
- ㉕ 支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会
- ㉖ 企業主導型保育事業点検・評価委員会
- ㉗ 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議